

お知らせ

平成 22 年 3 月 25 日
地域 WiMAX 推進協議会

「地域 WiMAX 端末ガイドライン 第 1.0 版」および 「地域 WiMAX 共通ネットワーク・ガイドライン 第 1.1 版」の公開について

地域 WiMAX 推進協議会（会長：土居範久 中央大学教授）は、地域におけるデジタルディバイドの解消や地域のポテンシャルの増大に有効な通信インフラである地域 WiMAX の発展を推進することを目的に、事業者、メーカー、地方公共団体、有識者等の参加により平成 20 年 10 月に設立された団体で（現会員数：192 団体）、地域 WiMAX の普及に向けた様々な活動を行っております。

このたび、この活動の一環として、「地域 WiMAX 端末ガイドライン 第 1.0 版」（別紙 - 1 目次参照）と「地域 WiMAX 共通ネットワーク・ガイドライン 第 1.1 版」（別紙 - 2 目次参照）を作成し公開いたしました。

「地域 WiMAX 端末ガイドライン 第 1.0 版」は、地域 WiMAX の端末仕様や運用方法の共通化により、地域 WiMAX 事業者に対して、市場に流通する安価な WiMAX 端末の導入を容易にし、端末コストだけではなくトータルでの投資コストを抑制可能とする方向性を示すものとなっております。

「地域 WiMAX 共通ネットワーク・ガイドライン 第 1.1 版」は、地域 WiMAX 事業者による市販端末（リテール端末）の利用、および地域 WiMAX 間あるいは地域 WiMAX と全国 WiMAX 間でのローミングの提供を実現するために必要な要求条件を示しており、地域 WiMAX 全体の利便性の向上に資するものとなっております。

いずれのガイドラインも、ご希望の方に配布いたしております。配布を希望される方は、下記事務局までご連絡下さい。

【連絡先】

地域 WiMAX 推進協議会事務局：水上 和久
社団法人電波産業会内

Tel : 03-5510-8595

E-mail : chiiki-wimax@arib.or.jp

「地域 WiMAX 端末ガイドライン 第 1.0 版」目次

第 1 章 本ガイドラインの目的と範囲

- 1-1 目的
- 1-2 範囲

第 2 章 参考資料及び用語の定義

- 2-1 参考資料
- 2-2 用語の定義

第 3 章 WiMAX 端末諸元

- 3-1 日本国内の Mobile WiMAX 関連の標準規格
- 3-2 OFDMA 広帯域移動無線アクセス陸上移動局の技術基準

第 4 章 端末認定取得と包括免許

- 4-1 国内法制度
- 4-2 電波法による技術基準認証
- 4-3 電気通信事業法による技術基準認証
- 4-4 電気用品安全法
- 4-5 相互承認協定 (MRA) および MRA 法
- 4-6 WiMAX Forum 認証

第 5 章 端末インタフェース条件

- 5-1 基地局インタフェース (R1)
- 5-2 CSN インタフェース (R2)

第 6 章 STAGE 別端末要件

- 6-1 ユーザ ID、Password を手入力する WiMAX 端末に関する要件
- 6-2 ユーザ ID、Password を端末本体の ROM に内蔵する WiMAX 端末の要件

第 7 章 今後への提言と課題

※本ガイドラインを転載・引用する場合は、事前に当協議会にご連絡願います。

※本ガイドラインは、予告なく変更されることがあります。

※当協議会は、本ガイドラインによって生じた損害について、その責を負いません。

「地域 WiMAX 共通ネットワーク・ガイドライン 第 1.1 版」目次

1. 目的と範囲
 - 1.1 目的
 - 1.2 範囲
 - 1.3 参考文献
2. 用語と定義
3. 地域 WiMAX システムの基本要件
 - 3.1 WiMAX ネットワークの基本構成
 - 3.2 端末の網アクセスネットワークエントリ
 - 3.3 EAP 方式——EAP-TTLS
 - 3.4 MIP と Simple IP
4. 地域 WiMAX のロードマップ案（検討前）
 - 4.1 ビジョン
 - 4.2 地域 WiMAX のロードマップ案（検討前）
5. 地域 WiMAX の共通ネットワーク・システム構成検討
 - 5.1 はじめに
 - 5.2 前提条件
 - 5.3 単独事業者構成の整理
 - 5.4 リテール端末の検討
 - 5.5 連携構成検討（共用 CSN）
6. まとめ
 - 6.1 ロードマップ（完成版）
 - 6.2 共通ネットワーク・システムの必要条件（ガイドライン）
 - 6.3 リテール端末メーカー・ベンダとの調整・交渉
 - 6.4 オプション機能の整理
 - 6.5 全国 WiMAX 事業者との接続検討に向けた整理
 - 6.6 オペレータ ID（NAP ID）取得のお願い

※本ガイドラインを転載・引用する場合は、事前に当協議会にご連絡願います。

※本ガイドラインは、予告なく変更されることがあります。

※当協議会は、本ガイドラインによって生じた損害について、その責を負いません。